

件名： レバノンにおける新型コロナウイルス関連（2022. 2. 7 レバノン入国時の手続き（航空便）の改正）

【ポイント】

- 2月6日、民間航空当局は入国時の手続き（航空便）を改正する旨の回章を発表しました。
- 本回章は2022年2月15日より、ラフィーク・ハリリー国際空港に到着する全ての搭乗者に適用されますのでご注意ください。
- 本手続きについては必ず事前にご利用予定の航空会社等にもお問い合わせください。

【本文】

1 レバノンに到着する全ての搭乗者

(1) オンライン事前登録

12歳未満の子供及びUNIFILを除き、レバノン到着までに以下のウェブサイトより、レバノン保健省による「MOPH PASS」プラットフォームへの登録を完了し、入力した情報が正確であることを確認しなければなりません。

<https://pass.moph.gov.lb>

(2) 検査証明書等の事前入手

12歳未満の子供を除き、出発国当局公認の検査機関においてPCR検査を実施し、検査結果判明日時を基準として、レバノン到着予定日時48時間以内のPCR陰性証明書又はQRコード付のCovid-19迅速抗原検査証明書（検体採取日時から各出発国における出発予定日時の24時間以内）を取得しなければなりません。加えて、上記1(1)の「MOPH PASS」プラットフォームによりPCR検査又はCovid-19迅速抗原検査の結果をアップロードしなければなりません。

(3) 到着時のPCR検査

12歳未満の子供及びUNIFILを除き、空港到着時に保健省指定の検査機関によって行われるPCR検査を受けなければなりません。

2 空港到着時のPCR検査受験に係る手続き

12歳未満の子供及びUNIFILを除き、上記1(1)の「MOPH PASS」プラットフォームを通じてPCR検査費用として30米ドルをクレジットカード等（米ドル建ての場合はクレジットカード、レバノン・ポンド建ての場合はクレジットカード又はデビットカード）にて事前に支払うこととされています。なお、本件照会先は以下のとおりです。

ア レバノン国内から：1214（内線2）

イ レバノン国外から：009616659023（電話、WhatsAppによるテキスト又は音声メッセージ）

3 自宅等における隔離措置の実施

空港到着時にPCR検査を受検した者は、24時間後から48時間以内にテキストメッセージ形式及び以下のリンクにて結果が通知されます。結果通知までの間、受験者は自宅等にて隔離措置を実施しなければなりません。

<https://pass.moph.gov.lb>

4 PCR検査の陽性結果に対する措置

空港到着時のPCR検査が陽性である旨の通知を確認した者は、保健省のコロナ対策チームから特段の連絡がない場合、速やかに保健省ホットライン「1787」に連絡し、指示に従わなければなりません。

5 免除事項等

（1）Covid-19 ワクチン接種が完了している者（接種完了とみなす回数はワクチンの種類により異なり、接種完了日から6ヶ月経過までが有効期間）は、上記1（1）の「MOPH PASS」プラットフォームにより各種証明等の公的文書をアップロードすることにより出発国におけるPCR検査又はCovid-19迅速抗原検査の実施が免除されますが、空港到着時のPCR検査は実施しなければなりません。

（2）レバノンから出国し、1週間以内に帰国する者（特定の曜日に出発し、翌週の同じ曜日に帰国する場合はこの条件に該当）は、上記1（1）の「MOPH PASS」プラットフォームにより各種証明等の公的文書をアップロードすることにより出発国におけるPCR検査の実施が免除されますが、空港到着時のPCR検査は実施しなければなりません。

（3）レバノンに到着後48時間以上滞在しない客室乗務員は、空港到着時のPCR検査は免除となりますが、レバノン滞在期間中、自宅等における隔離措置を実施しなければなりません。

6 有効期間等

本章は2022年2月15日よりラフィーク・ハリール国際空港に到着する全ての搭乗者に適用され、以前に発出された本章は無効とみなされます。

7 現地医療機関情報など

- 在レバノン日本国大使館医務室からのお知らせ
- レバノン国内でPCR検査が受診可能な医療機関について
- レバノンへの入国
- 日本への帰国
- 在レバノン日本大使館への来館について
- その他（レバノン保健省の専門ダイヤル等）
- 参照リンク先

■外務省

- ・海外安全HP
- ・海外安全HP在レバノン大からの安全情報（新型コロナウイルス関連含む）

■総理官邸HP

■厚生労働省

- ・新型コロナウイルスに関するQ & A
- ・感染症情報
- ・咳エチケット

■レバノン保健省（Ministry of Public Health）

専用ダイヤル：+961-(0)1-594459、1787

各項目の詳細については下記リンク先を参照してください。

https://www.lb.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00061.html

邦人の方の感染にかかる情報及びご不明な点がございましたら下記の連絡先までご照会ください。

●在レバノン日本国大使館

代表電話番号：+961-(0)1-989751～3

領事直通：+961-(0)1-989856/01-989855

領事携帯：+961-(0)3-366018/03-345977

領事緊急：+961-(0)3-362540

F A X 番号：+961-(0)1-989754

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>